

金融教育の充実に向けて

島根県金融広報委員会から

日本銀行本店に事務局を置く金融広報中央委員会では、19年2月末に『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』を発行し、全国の小学校・中学校・高等学校に配付しました。

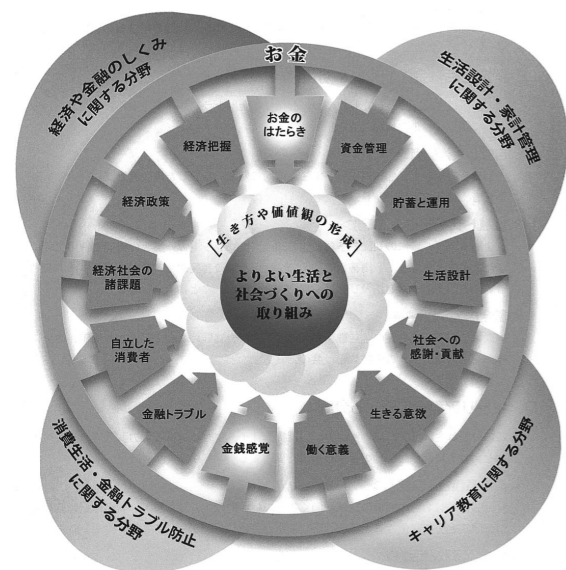
このプログラムでは、金融教育を「お金や金融の様々なはたらきを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動できる態度を養う教育である」と定義しています。

学校の先生方が金融教育を組み立てるうえでの基本的な視点に加え、現場の先生方のご協力により、小学校・中学校・高等学校のそれぞれの学校段階に応じた指導計画例を数多く呈示し、そのなかで、単元の設定や評価の視点、題材の採り上げ方、ワークシート、発問事例、参考文献など、授業に活用可能な具体的な情報を紹介しています。

ご希望の場合は、島根県金融広報委員会事務局（日本銀行松江支店内 TEL 0852-32-1509）までお問い合わせください。



金融教育の目標と4つの分野



(出典)『金融教育プログラム—社会の中で生きる力を育む授業とは—』

○小学校における金融教育の指導計画例

- 2年生道徳「お金は大切にしよう」
- 3年生特別活動「おこづかい帳を記録してみよう!!」
- 5～6年生総合学習「お店を開こう!!」
- 6年生家庭科「買い物名人になろう」

○中学校における金融教育の指導計画例

- 1年生総合学習「お金について調べよう」
- 2年生特別活動「携帯電話・インターネットでの金銭トラブル事例を知り、情報モラルを身につけよう!」
- 2年生家庭科「生活に必要な金融商品を知って、選択する眼を持つ」
- 3年生社会科「家計のシミュレーションゲームと模擬商談」

○高等学校における金融教育の指導計画例

- 1～3年生特別活動「学校活動でのお金の使い方を学ぼう」
- 1～3年生家庭科「ライフプランを立ててみよう」
- 1～3年生総合学習「自分のキャリアへの投資を考えてみよう」
- 1～3年生政治・経済「ロールプレイとシミュレーションを通して金融政策を学ぼう」

講師派遣（無料）のご案内

島根県金融広報委員会では、小・中・高校の児童や生徒のほか、教員や保護者の方々の各種勉強会・講習会・講演会（学校の授業、子ども会、教員の研修会、保護者会など）に無料で講師を派遣しています。

また、金銭・金融教育ビデオの貸出も無料で行ってまいります。

お問い合わせ・お申込み先

島根県金融広報委員会事務局（日本銀行松江支店内）
〒690-8553 松江市母衣町55-3
TEL 0852-32-1509

テーマ例

【児童・生徒向け】

- ものやおかねを大切にしよう
- おこづかい帳をつけてみよう
- 経済ってな～に? など

【教員向け】

- 金銭・金融教育の必要性について
- 社会の中で生きる力を育む授業とは など

【保護者向け】

- 今なぜ、金銭・金融教育なの?
- おこづかいの与え方
- 悪質商法について など



すすすく 消費者

島根県 平成19年度 第22号
消費者教育情報紙

■トピックス (P1)

- 学納金返還訴訟で最高裁が初の統一見解

■消費者教育情報コーナー (P2-P3)

- 子どもの消費者トラブル

■実践教育事例 (P4-P9)

- 「ケータイ」とどうつきあえばいいのかな
- 地球環境の危機的状況に対して私たち消費者は
- 省エネルギーのための食生活を考えよう

■ミニ情報 (P10)

- 金融教育の充実に向けて

学納金返還訴訟で最高裁が初の統一見解

大学に合格後、入学を辞退した元受験生らが、前納した入学金や授業料などの返還を大学側に求めた「学納金返還訴訟」の上告審判決があり、どのような場合に返還が認められるか下級審で分かれていた論点について、最高裁が初めての統一見解を示した。

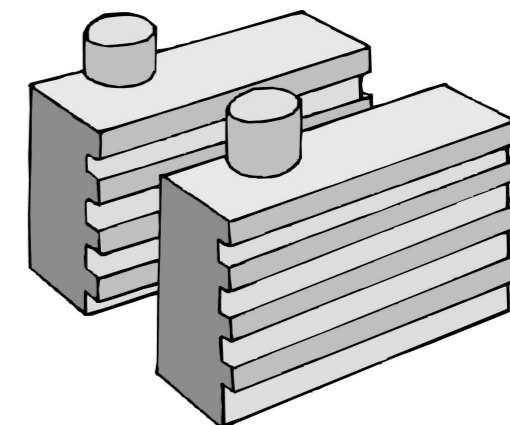
元受験生らは、入学金と授業料などで最高930万円を納付後、別の大学に合格するなどしたため入学を辞退し、学納金の返還を求めたが、大学側が「いったん納入された学納金は返還しない」などと入試要項に記載した「不返還特約」を根拠に返還を拒否したため、提訴していた。

最高裁第2小法廷は、「合格者が大学に入学することを約束した『在学契約』には、実害を超える賠償を禁じた消費者契約法が適用される」との初判断を示した。

そのうえで、「大学に損害が生じるのは入学年度が始まる4月1日以降」だとして、同法施行後の'02年度入試以降に受験し、3月31日までに入学を辞退した元受験生には原則として授業料を全額返還するよう大学側に命じた。

一方、入学金については、「合格者が入学できる地位を得るための対価」だとして、辞退の時期を問わず、大学側は返還義務を負わないとした。また、専願等を出願資格とする推薦入試や同法施行前の入試の元受験生に対しては、大学側に授業料の返還を認めなかった。

□ <http://www.courts.go.jp/saisinhanrei.html> (裁判所)



編集・発行/島根県・島根県教育委員会 平成19年8月発行

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室

TEL (0852) 22-5103 FAX (0852) 32-5918

ホームページURL (<http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>)

本紙に対する御意見・御要望を
お寄せください



※環境にやさしい大豆インキを使用しています。

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

注 この記事は 国民生活第37巻第1号(2007年1月号) 編集・発行:独立行政法人国民生活センター から転載しました。

注 この判例、解説は、本紙3ページで紹介している国民生活センターのホームページで「くらしの判例集」をご覧ください。